

3字監第 612 号
令和3年12月24日

(請求人)
(略) 様

宇和島市監査委員 山 田 喜 昭
宇和島市監査委員 松 本 孔

宇和島市職員措置請求書について (通知)

令和3年12月3日付3字監第582号で受けた宇和島市職員措置請求書および令和3年12月20日付3字監第602号で受けた宇和島市職員措置請求補正書について調査した結果、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する事実を証する書面の添付を欠くものと判断し、却下する。

【理由】

請求人は、「株式会社トータルメディア開発研究所が、現博物館の土地に隣接する 693 m²の土地が市の所有地として存在することを全くふれていない。これは重大かつ明白な過失であり、このような成果品をそのまま受領し、契約金額通り全額の支払いをした事は不当な行為である。」と主張しているが、まず、「株式会社トータルメディア開発研究所が、現博物館の土地に隣接する 693 m²の土地が市の所有地として存在することを全くふれていないことが、重大かつ明白な過失」であるが、添付されている資料(資料①: 契約金額の通り全額支払いされている証明書、資料②: 市民説明会に参加した市民に配られた、現博物館の隣接地に市が所有する 693 m²の土地について文章にも図にも記載がない証明書、資料③: 693 m²の土地が宇和島市の所有している土地であることの証明書)では、「株式会社トータルメディア開発研究所による重大かつ明白な過失」を証する書面とはいえない。

つぎに、「このような成果品をそのまま受領し、契約金額通り全額の支払いをした事は不当な行為である。」についても、添付されている資料では、「市が全額の支払いをした事は不当な行為」を証する書面とはいえない。

したがって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する事実を証する書面の添付を欠くものであり、住民監査請求として不適法である。